

利用料金（特別養護老人ホーム笛吹荘）

2-1 基本料金

(1) 介護サービス基本料金（法定金額）介護福祉施設サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）

（単位：円／日）

	居室区分	負担割合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	個室・多床室	1割	589	659	732	802	871
		2割	1,178	1,318	1,464	1,604	1,742

注) 1 一定以上の所得のある方は、負担割合が2割又は3割負担となります。(3)の加算費用についても同様です。以降の表示金額は特に記載のない場合、1割負担の場合の金額です。

2 個室は介護保険法で定められた従来型個室です。

3 おむつ代・洗濯代は含まれます。ただし、セーター等通常の洗濯が困難な衣類については外部委託のクリーニングとなり別途クリーニング代が必要になります。

4 入居後30日間と、30日を越える入院後、退院して再入居した場合の最初の30日間は、1日当たり30円加算されます（初期加算）。

5 入院または外泊した場合は、1月につき6日間までは、介護サービス利用料の額が、全ての要介護度につき1日当たり246円となります（外泊時費用）。

(2) 居住費・食費（法定金額）

（単位：円／日）

入居者の所得段階 (利用者負担段階)	居住費		食費
	個室	多床室	個室・多床室
第一段階	320 (減免額)	0 (減免額)	300 (減免額)
第二段階	420 (減免額)	370 (減免額)	390 (減免額)
第三段階	820 (減免額)		650 (減免額)
		1,360 (減免額)	
第四段階	1,171 (基準額)	855 (基準額)	1,445 (基準額)

注) 6 入院または外泊した場合は、1月につき6日間までは、居住費をご請求させていただきます。

7 入居者の所得段階に応じた減免制度の適用を受けるためには、入居者（又はご家族）の申請に基づく市町村の認定が必要です。

入居者の所得段階	減免の基準等	
第一段階	生活保護を受給している方等	
	世帯の全員が市町村住民税を課税されていない方	高齢福祉年金を受給している方
第二段階	世帯の全員が市町村住民税を課税されていない方	合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等
		*預貯金：単身650万円、夫婦1650万円以下
第三段階①	世帯の全員が市町村住民税を課税されていない方	年金収入等80万円超120万円以下
		*預貯金：単身550万円、夫婦1550万円以下

第三段階②	年金収入等120万円超 * 預貯金：単身500万円、夫婦1500万円以下
第四段階	上記以外の方

※年金収入等：公的年金等収入金額（非課税年金を含む）＋その他の合計所得金額。

(3) 介護保険加算費用（法定費用）（該当する場合にご負担いただきます。）（単位：円／日）

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1割	18	介護福祉士の資格を有する職員を一定数以上配置していること並びに重度化対応していること等によりご負担いただくものです。
	2割	36	
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	1割	13	夜勤（夕食～深夜～朝食）の時間帯に、介護保険で定める基準人員よりも、介護・看護職員を手厚く配置していることによりご負担いただくものです。
	2割	26	
看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ） （注10）	1割	12	看護職員を一定数以上配置していること及び医療機関と必要な連絡体制を整備していること等によりご負担いただくものです。
	2割	24	
個別機能訓練加算（Ⅰ）	1割	12	専任の機能訓練指導員が、入居者ごとの機能訓練計画を作成し、必要な機能訓練を行います。
	2割	24	
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	1割	50	科学的介護情報システム（LIFE）に情報提供し介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進していく事によりご負担いただくものです。
	2割	100	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		8.3%	法律に基づき、（1）介護サービス基本料金と（3）加算費用の合計金額の8.3%に相当する金額をご負担していただくものです。
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		2.7%	法律に基づき、（1）介護サービス基本料金と（3）加算費用の合計金額の2.7%に相当する金額をご負担していただくものです。
介護職員等ベースアップ等支援加算		1.6%	法律に基づき、（1）介護サービス基本料金と（3）加算費用の合計金額の1.6%に相当する金額をご負担していただくものです。

※パーセント表示のある加算は、1・2・3割負担とも同率です。

注) 8 夜間は当事業所の看護職員とのオンコール体制を整備しています。また医療機関との連携を取ることにより、容態の急変等に対しては24時間の連絡体制を確保しています。

9 現に経管により食事を摂取している方に、経口による食事の摂取を進めるため特別な食事の管理を行った場合は、1日につき28円（2割負担の方は56円）が加算（原則180日以内の期間）されます（経口移行加算）。

10 現に経口により食事を摂取している方で、摂取機能障害を有し誤嚥が認められる場合に、経口による食事摂取を維持するために特別な管理を行った場合は、1月につき400円（2割負担の方は800円）が加算されます（経口維持加算（Ⅰ））。また、著しい摂取機能障害を有する場合には1月につき100円（2割負担の方は200円）が加

算されます(経口維持加算(Ⅱ))。

- 1.1 介護保険法に定められた療養食を提供した場合は、1食につき6円(2割負担の方は12円)が加算されます(療養食加算)。
- 1.2 施設において看取り介護を行った場合は、看取り介護の日数に応じて1日につき以下の費用が加算されます。(看取り介護加算Ⅰ)(単位:円)

死亡日以前31日以上45日以下	1割	72
	2割	144
死亡日以前4日以上30日以下	1割	144
	2割	288
死亡日の前日及び前々日	1割	680
	2割	1,360
死亡日	1割	1,280
	2割	2,560

- 1.3 介護保険法で定められた若年性認知症利用者に該当する場合は、1日につき120円が加算されます。(若年性認知症利用者受入加算)。
- 1.4 排せつに介護が必要な場合に、多職種が協働で排せつに係る支援計画を作成し、排せつの改善に取り組んだ場合、1か月につき10円が加算されます。(排せつ支援加算Ⅰ)。そのうえ要介護状態の軽減が見込まれる場合は1か月につき15円が加算されます。(排せつ支援加算Ⅱ)。おむつ使用がない状態まで改善された場合は1か月につき20円が加算されます。(排せつ支援加算Ⅲ)。
- 1.5 褥瘡の発生を予防するために、定期的な評価及び計画的な管理を行った場合、1か月につき3円が加算されます。(褥瘡マネジメント加算Ⅰ)。そのうえ発生するリスクがあり褥瘡がなく過ごせた場合には1か月につき13円が加算されます。(褥瘡マネジメント加算Ⅱ)。
- 1.6 個別機能訓練Ⅰを算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用した場合は1か月につき20円が加算されます。(個別機能訓練加算Ⅱ)。
- 1.7 科学的介護推進に向け厚生労働省に詳細に情報提供し対応している場合は1か月につき50円が加算されます。(科学的介護推進体制加算Ⅱ)。
- 1.8 介護保険法が改正された場合、変更された額に合わせて、利用料金は変更されます。

2-2 入居者の希望によるサービスの利用料金

区 分		利用料金	単位	備 考
日常生活費	日用品費	実費	—	洗面・整容・口腔ケア・スキンケア・トイレ関連等の日用品の費用が該当します。
	教養娯楽費	実費	—	利用者の希望によるレクリエーションやクラブ活動の材料費等が該当します。
	健康管理費	実費	—	インフルエンザ予防接種費用等
日常生活品の購入代行サービス		520円	1回	ご家族による購入を原則としますが、緊急の場合等は事業所で代行することでも

			きます。近隣に限ります。
特別な食事の提供費	実費	1食	行事や催し等に合わせて特別なお食事を提供した場合等にご負担いただく場合があります。
理美容代	実費	—	毎月定期的に理美容師の出張サービスがあります。
看取りに関する費用	別紙	—	施設で看取る場合の費用。

注) 19 入居者及びご家族の収入・資産等により市町村から社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の適用を受けた場合は利用料の一部が軽減されます。

20 1月に支払った【介護サービス基本料金2-1の(1)】と【介護保険加算費用2-1の(3)】との合計金額が、一定の上限額を超えた場合は、入居者(又はご家族)の申請により、上限額を超えた額が市町村から高額介護サービス費として払い戻されます。

※高額介護サービス費の申請の際、利用料領収書が必要となりますので、大切に保管して下さい。

【高額介護サービス費の基準】

入居者の所得段階	上限額(月額)
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)
世帯の全員が市町村民税非課税 前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額が80万円以下の方等	15,000円(個人) 24,600円(世帯)
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
市町村民税課税～課税所得380万円(年収770万円)未満	44,400円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)

※対象となるのは、介護保険給付分のみです。居住費・食費は対象外です。

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限を指します。

2-3 入居者の自由な選択による費用

例えば、次のような費用は、サービス提供とは関係ない費用として実費相当額をご負担いただきます。

①個人用の日用品で、個人の嗜好に基づくものの費用(例えば、お酒等)

※たばこにつきましては、敷地内、館内とも禁煙となっております。

②個人専用の電気製品の電気代(例:個人でのテレビ使用:520円/月)

③個人の希望で購入する、個人専用の新聞、雑誌等の代金

④施設が実施する行事であっても、一般的に想定されるサービス提供の範囲を越えるものの費用。(例えば、希望者を募り実施する行事・旅行等)

2-4 利用料金の支払い方法

利用料金は、1か月ごとに計算し、翌月の15日までにご請求いたしますので、請求された月の25日までに、次のいずれかの方法でお支払いをお願いします。

○入居者又はご家族の銀行口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関 山梨中央銀行

※口座振替（引落し）手数料は入居者負担とさせていただきます。

※口座振替依頼書の契約者名は入居者様ご本人のお名前をお願いします。

○指定口座への現金振込み

山梨中央銀行 牧丘支店 普通預金 口座番号 199195

口座名義 社会福祉法人 壽光会（じゅこうかい）

※振込名義は入居者様ご本人のお名前をお願いします。

※正当な理由なく利用料金を滞納された場合は、事業者による利用契約の解除権に該当し、サービスの利用は中止となります。利用料金は約束の期日までに確実にお支払いください。